

第 100 回倫理委員会議事要旨（2025 年 10 月 28 日）

I　日時：

2025 年 10 月 28 日（火）14:00～15:50

II　場所：

公認会計士会館 2 階 204 会議室及びオンライン会議

III　出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員を示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、
狩野茂行、北山久恵、栗原祐介、小松義明（※）、佐々野未知、友野敦史、山本香子、
吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV　議事要旨：

◆ 審議事項

1. サステナビリティに関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案について

委員長から、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）から 2025 年 6 月に公表されたサステナビリティ保証業務に関するスタッフ Q&A を受けた、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正に係る公開草案について、2025 年 10 月 7 日に開催された第 17 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

【主なご意見】

○ 水の消費量、人的資本の分野における従業員数又は労働安全衛生の各種指標を保証してほしいといった要望が依頼人から寄せられた場合、保証の前段階の業務としてプレレビューが行われることがある。このようなプレレビューは、非保証業務に当たるのか。

（ご意見への回答）

➤ 非保証業務に該当するかどうかについては、依頼されている業務の性質により異なる。
今後実務ガイダンス等でプレレビューについて解説すべきか検討する。

○ Q5100-1-1 において、倫理規則パート 5 が適用される規準として「意思決定を支援する目

的で開示される」という記載があるが、本記載は、意思決定を支援する目的以外で開示する実務が想定されるということか。意思決定を支援する目的以外で情報を開示することは通常想定しにくいため、通常はパート5が適用されるのではないか。

(ご意見への回答)

- 本記載は、IESBA 倫理規程でいう「publicly disclosure」の条件を示しており、サステナビリティ情報の利用者が限定されている保証業務は該当しない、という趣旨のものである。
- Q5405-3-2 では、会員は、バリュー・チェーン構成単位のサステナビリティ情報に対する保証作業を実施している、業務チーム外の他の業務実施者の保証報告書に、独立性に関する表明があるかどうかをレビューするとの記載がある。保証報告書に独立性に関する表明がないということはあり得るのか。また、表明があれば、パート5の要求事項を満たしていると考えていいのか。

(ご意見への回答)

- どのような内容が保証報告書に記載されるかについては、今後公表される国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）の保証報告書の様式等を受けて検討することになると考えられる。
- 全体的に抽象的な記述が多いため分かりにくいという印象がある。今後は実例や例示を盛り込んでいくと、より分かりやすいものになると思われる。

(ご意見への回答)

- 分かりやすい内容となるように、今後の検討に当たり留意していきたい。
- Q5405-2-2 では「サステナビリティ保証業務の保証作業を実施するグループ構成単位の範囲と、グループ監査の監査作業を実施する構成単位の範囲とは、主題が異なるとともに、」という表現があるが、この場合の主題とは何を意味しているのか。保証業務の専門用語としての主題か、一般的な用語としての主題か、どちらの意味か。

(ご意見への回答)

- 専門用語としての主題を意図して記載している。

2. タックス・プランニングに関する倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正公開草案について

委員長から、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）から2025年5月に公表されたタックス・プランニング業務に関するスタッフQ&Aを受けた、「倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」」の改正に係る公開草案について、2025年10月7日に開催された第17回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

【主なご意見】

- Q280-4-2 で使用されている「法域」という用語が分かりづらい。何か補足することはできないか。

(ご意見への回答)

- IESBA のスタッフ Q&A で jurisdiction としているところを実務ガイダンスで表現するに当たって「法域」という言葉を用いている。多くは「国」を意味するが、国ではない場合もあり、国際基準ではこの用語が使われることが多い。倫理規則の現行規定でも「法域」という用語は用いられている。

- 倫理規則 R280.14 項及び R380.14 項では「より広範な経済的影響を考慮」することが求められている一方で、Q280-4-2 の回答では「考慮する必要はない」との記載がある。結局手続が必要なのかどうかが分かりにくいくらいではないか。

(ご意見への回答)

- 表現について見直しを検討したい。

- Q&A の番号に「JP」が付されているのは、IESBA のスタッフ Q&A ではなく当協会が追加した Q&A だと理解している。Q5100-1-1 は、当協会が独自に図などを追加しているが、「JP」が付されていない。この点について、付番のルールはどのようにになっているのか。

(ご意見への回答)

- 倫理規則実務ガイダンス第 1 号の第 4 項で説明があるとおり、倫理規則で「JP」が付されている項に関する Q&A には、Q&A の項目番号にも「JP」を付している。Q&A の項目番号の後ろに IESBA のスタッフ Q&A の番号が書いてあるものは、IESBA のスタッフ Q&A にもある項目であることを示しており「JP」を付していない。Q&A の項目番号に「JP」が付されているものと、IESBA のスタッフ Q&A の番号が付されていない Q&A が、当協会独自の Q&A ということになる。

- 倫理規則では、タックス・プランニング業務に関する文書化は推奨事項になっているが、結果的に倫理上の問題が生じた場合には、信頼できる根拠の判断やスタンダードバックテストを行った際に、どのようなエビデンスに基づいて行ったのかということで文書化が事後的に問われることになる。税務を中心に従事する会員は、決められた様式に基づき文書化を行うことに馴染みがない可能性もあるため、本 Q&A に盛り込むかどうかは別として、ガイダンスのようなものを作ることを検討したらよいのではないか。

(ご意見への回答)

- 文書化に関し、実際に何から始めればよいのかわからないというご意見はあるかと思う。どのような対応ができるか検討させていただきたい。

◆ 協議事項

1. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案について

委員長から、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）から 2025 年 9 月に公表された外部の専門家の作業の利用に関するスタッフ Q&A を受けた、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正に係る論点について、2025 年 10 月 7 日に開催された第 17 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

本件に関して、委員から特段の意見はなかった。

◆ 報告事項

1. IESBA 9 月会議報告について

井村 IESBA ボードメンバーから、IESBA 9 月会議について説明がなされた。

【主なご意見】

- 会計事務所等の文化及びガバナンスに関して、ビューポイントの中で「報酬制度」がポイントとして挙げられている。この報酬制度とは、例えば監査法人の監査報酬を対象としているのか。それとも、会計事務所等に所属する職業会計士の報酬制度において、倫理に貢献した人に報いる等の対応を指しているのか。

（ご意見への回答）

- 後者を指している。IESBA 9 月会議ではこの点が分かりやすくなるように「報酬制度」を「インセンティブ及びディスインセンティブ」という用語に変更することになった。

2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部
倫理グループ
E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp